

第3次男鹿市 男女共同参画計画

お互いを尊重し認め合う
まごころと思いやりに満ちた社会の実現をめざして

平成28年3月

男 鹿 市

男鹿市男女共同参画都市宣言文

わたくしたちは

美しい自然に恵まれた男鹿の市民として

歴史と伝統に育まれた文化を

誇りを持って守りながら

男女がお互いを尊重し認め合う

まごころと思いやりに満ちた社会の実現をめざして

ここに「男女共同参画都市」を宣言します

平成24年3月20日

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 計画の基本的な考え方	2
1 基本目標	2
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	2
第2章 計画の内容	3
第1節 主要課題	3
第2節 施策の方向と基本施策	4
1 男女共同参画社会に向けた意識づくり	4
(1) 男女共同参画意識の醸成	4
(2) 男女共同参画の考え方を大切にした教育の推進	5
2 男女が生き生きと活躍する地域づくり	6
(1) 働く場における男女共同参画の推進	6
(2) ワーク・ライフ・バランスの推進	7
(3) 家庭や地域における男女共同参画の推進	8
(4) 方針決定過程への女性の参画の推進	9
3 生涯を通じた心身の健康づくり	10
(1) 生涯を通じた男女の健康と自立の支援	10
(2) 男女間の暴力の防止と被害者への支援の推進	11
第3節 実施計画	12
1 具体的な取り組み	12
2 計画の目標数値	18
第3章 計画の推進体制	19
参考資料	
用語集	20
男鹿市男女共同参画懇話会委員名簿	23

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

すべての人が性別に関わりなく個性と能力を十分に発揮すると共に、お互いの人権を尊重しつつ、喜びも責任も共に分かち合う男女共同参画社会の実現は私たちの願いです。

国は、平成11年に「男女共同参画社会基本法」を制定し、同法に基づく初めての計画として平成12年に男女共同参画基本計画を策定しました。現在は平成27年12月に策定された第4次計画に基づき男女共同参画社会の形成の促進が図られています。

また、平成27年8月には、女性が職業生活においてその希望に応じて十分に能力を発揮し活躍できる環境を整備するため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が成立しました。

秋田県では、平成13年に「秋田県男女共同参画推進計画」を策定、平成14年には秋田県男女共同参画推進条例が制定されました。

本市においては、平成19年に男鹿市男女共同参画計画を策定、男女共同参画社会の形成に関する取り組みを推進しながら、平成24年には第2次計画を策定し、男女共同参画都市を宣言しています。

しかし、家庭・職場・地域などのあらゆる場において、固定的な性別役割分担意識やそれに基づく社会通念・慣習は依然として存在している状況にあります。また、少子・高齢化の進展、経済・社会情勢の急激な変化や家族形態の多様化など、私たちの生活をめぐる社会経済情勢は今、著しく変化しています。この社会の変化に柔軟に対応していくためには、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にとらわれることなく、家庭で、職場で、学校で、地域で、それぞれの個性と能力を十分に発揮できるような社会づくりが必要です。

このような現状を踏まえ、男女共同参画社会基本法の理念や国・県の計画に基づき、引き続き男女共同参画社会の意識づくりを推進し、現状の改善とすべての市民があらゆる場面で活躍できる社会の実現をめざす指針としての計画と、女性活躍推進法に基づく男鹿市の女性活躍推進計画を一体とした「第3次男鹿市男女共同参画計画」を策定するものです。

第2節 計画の基本的な考え方

1 基本目標

この計画は、

「男女がお互いを尊重し認め合う
まごころと思いやりに満ちた社会の実現」

を基本目標とします。

2 計画の位置づけ

- (1) この計画は、国・県の計画と整合性を図るとともに男鹿市総合計画をはじめその他の計画との整合性も図り、男女共同参画社会の形成に向けての計画的な施策展開を市民と共に考え、行動するための指針です。
- (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく女性に対する支援措置や職業生活と家庭生活との両立のために必要な環境整備を推進するための計画です。

3 計画の期間

この計画の期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

第2章 計画の内容

第1節 主要課題

第3次男鹿市男女共同参画計画では、次の3つを「主要課題」と位置付け、総合的な施策を展開します。

1 男女共同参画社会に向けた意識づくり

男女が互いの違いを認め合い人権を尊重しながら、その個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野において、責任を分かち合うことのできる男女共同参画社会づくりを進めていくためには、今後も、広報・啓発を継続的かつ着実に幅広い年代に対して行うことが必要です。

また、男女共同参画の意識を育むためには、家庭・学校・地域における教育や学習の果たす役割が重要です。男女共同参画を進めるための人づくりを進め、男女が尊重し合い、相手の気持ちを思いやる男鹿市を目指します。

2 男女が生き生きと活躍する地域づくり

就業は人々の生活の経済的基盤を形成するものであり、働くことは自己実現に繋がるものでもあることから、働きたい人が性別に関わりなくその能力を十分に発揮することができ環境を作ることが重要です。また男女が互いに子育てや介護をし、仕事と家庭生活・地域活動の調和（ワーク・ライフ・バランス）が図られるためには意識の啓発と両立支援の充実が必要です。

また、少子高齢化や生活の多様化、生活習慣の違いなどから、地域社会における人とのつながりが希薄化するなか、地域力を高めていくためには、誰もが活躍できる地域社会を形成していくことが重要です。そのためには、市政に一方の性別に偏らない多様な考え方を反映させることが大切であることから、各種審議会等における女性委員の参画を推進します。

子育て、介護などの支援が充実し、男女が共に家庭での役割を担い家庭生活を楽しみながら、自ら選択した場で生き生きと活躍できる男鹿市を目指します。

3 生涯を通じた心身の健康づくり

だれもが自立し、充実した毎日を送るためには、生涯にわたって健康で過ごすことが不可欠です。そのためには、健康についての正確な知識や情報を入手し、心身ともに健康を維持できるようにしていくことが必要です。

また、人権尊重の観点からも、男女間の暴力やハラスメントの根絶に向けた取り組みや様々な生活上の困難な状況に置かれている人への支援が必要です。

男女とも、子どもから高齢者まで、生涯を通じ住み慣れたまちで健康に暮らすことができる男鹿市を目指します。

第2節 施策の方向と基本施策

1 男女共同参画社会に向けた意識づくり

(1) 男女共同参画意識の醸成

性別による固定的な役割分担意識は依然として残っており、このことは性別にかかわらず自分らしく主体的に生きることを妨げています。

生活の中における様々な場面での固定的性別役割意識を除去し、男女共同参画に関する正しい理解と知識を身につけるため、様々な機会を活用し、男女共同参画の啓発を行います。

男女が互いの違いを認め合い、それぞれの人権を尊重しながら、個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野において、責任を分かち合うことのできる男女共同参画社会づくりを進めていくためにも、今後も引き続き広報・啓発を継続的かつ着実に幅広い年代に対して行うことが必要です。

基本施策

1 社会制度・慣行の見直しと広報・啓発の推進

人々の意識の中に長い時間をかけて形成されている固定的な役割分担意識を見直し、性別にとらわれず、生き生きと暮らしていくため、男女が共に社会を構成し、地域を支えていくという意識が深く浸透するようさまざまな啓発活動に取り組みます。

2 人権尊重意識の啓発活動

人権尊重意識を高めるための広報・啓発活動を充実します。

(2) 男女共同参画の考え方を大切にした教育の推進

学校教育における子どもをとりまく環境は男女の平等性が確保されているものの、職場や地域社会活動では男性優位の状況となっています。お互いの違いを認めながらそれぞれの個性や能力を発揮し、助けあい尊重し合う社会をめざして、子どもたちから男女平等意識を高めます。また、自分の成長を実感し、成長を支えてくれた人達に感謝の気持ちを持ったり、自分や他者を尊重したりする教育の充実に努めます。

さらに、家庭生活の大切さなどについて理解を深めるとともに、子どもから大人まで、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、家庭・学校・地域社会などあらゆる場に参画するための力を身につけるよう、キャリア教育を含め生涯にわたる学習機会の提供の充実と学習成果を適切に生かすことができる地域社会の実現が求められています。

基本施策

1 男女共同参画に関する学校における教育の推進

男女平等や男女共同参画の意識の定着を促進するため、子どもたちから男女共同参画の視点に立った教育を推進し、学校から家庭、家庭から地域へと意識の浸透を図ります。

また、教職員や保育士、保護者に向けた研修・啓発を行います。

2 参画能力を高めるための教育・学習機会の充実

世代を越えて性別役割分担意識の解消を図り、男女が対等なパートナーシップで生涯を過ごせるよう、個人の尊厳、男女平等の意識を高め、社会参画を促進する学習機会の充実に努めます。

2 男女が生き生きと活躍する地域づくり（女性活躍推進計画関係）

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく女性に対する支援措置や職業生活と家庭生活との両立のために必要な環境整備を推進するための計画を次のとおりとします。

（1）働く場における男女共同参画の推進

性別に関わらず働きやすい職場づくりや、ライフステージの変化に関わらず働き続けられる多様な働き方の実現等の取り組みにより、女性が出産・育児・介護等により就業を中断することなく継続して働き続けられるよう労働関係法令の周知や定着に向けた啓発活動の一層の充実を図ります。

女性が希望に応じて多様かつ柔軟な働き方を選択することにより、潜在化している力が十分に発揮できるようにするための情報提供や起業支援など職業能力開発の充実を図ります。

基本施策

1 男女の雇用機会均等の普及と労働法規の広報・啓発

男女がともに均等な就業機会に恵まれ、適正な評価を受けられるように、労働基準法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法などの周知、情報提供を実施します。

2 就労機会や能力開発の支援

多様な生き方を選択・実現し、就業・起業へチャレンジできよう支援します。

(2) ワーク・ライフ・バランスの推進

市民誰もが人間らしい豊かな生活を送るためには、その基盤である仕事や家庭生活を男女が共に担うことのできる環境の整備が重要です。家事、子育て、介護などを男女が共同で責任を持って行い、男女ともに仕事と家庭の調和のとれた生活を送ることができるよう、家庭生活の男女共同参画を促進します。

また、女性が多様な働き方をすることは、長時間労働が当たり前といった今の働き方に対する意識を変えるきっかけとなる可能性があります。男女が共にライフステージに応じて職業生活と家庭生活を両立することができるよう、保育・介護サービスを充実し子育てや介護中の就業者を支援します。

基本施策

1 両立のための相談体制の整備と支援の充実強化

少子化の進展や家族形態が多様化する中で、働きたい女性が仕事と家事・育児・介護などの家庭との二者択一を迫られることなく働き続け、能力を十分に発揮できるよう相談体制を整備し、男女がお互いに家庭生活と職業生活の両立ができるよう支援します。

2 子育て支援対策の充実

仕事と子育ての両立に係る負担感の緩和や保育サービスの充実等、支援体制の強化を図ります。

3 介護のための支援の推進

男女が共同で介護し、仕事と両立させることで充実した職業生活を送ることができるよう支援します。

4 母子・父子家庭等の自立支援

ひとり親家庭に対する経済的・社会的自立を促進する職業相談などの就業援助施策の充実を図ります。

(3) 家庭や地域における男女共同参画の推進

家庭や地域は人々にとって最も身近な暮らしの場です。生活に密着した地域におけるまちづくり活動にあらゆる年代の男女が主体的に参画することにより、地域力を高め、女性も男性もだれもが出番と居場所のある地域社会を築くことが重要です。

性別にとらわれず、一人ひとりの多様な個性や人権を尊重し、男女共同参画を高める意識や価値観を育む家庭教育が行われるような環境づくりを推進します。

また、家庭内においては、対等な構成員として男女が協力しあい、家族の一員として家事や子育て、介護等においてその役割を果たすことの重要性に対する啓発を行います。

基本施策

1 家庭における男女共同参画の推進

家庭での性別による固定的な役割分担の解消に向けた啓発に努めるとともに、男性の家事、子育てや介護に対する理解促進に努めます。

また、男性の育児・家庭生活への参画を進め、家庭での子どもに対する男女共同参画の教育として、男女の固定的役割分担の見直しを推進するため講座等の充実に努めます。

2 地域活動における男女共同参画の推進

暮らしやすい活力ある地域社会づくりを進めるため、女性も男性も共同して地域社会における諸活動に参画することができる環境の整備と意識の啓発を図ります。

また、地域社会をより豊かなものとし、家庭、職場と並んで、地域社会が男女を問わず生きがいの場となるよう、男女の地域生活への積極的な参画の促進を図ります。

3 農林水産業における女性活躍の推進

過疎化、少子・高齢化が進む中、農林水産業地域において作業の重要な担い手として、農山漁村の女性が活動しやすい環境の整備を図るため、女性の経営参画の促進による経済的自立を支援します。

(4) 方針決定過程への女性の参画の推進

多様性に富んだ活力ある社会を構築するためには、多種多様な人材の能力活用や視点の導入が必要であるとの観点から、あらゆる分野の方針決定の過程、話し合いの場に女性の参画を進めていくことが必要です。

方針決定過程へ男女がともに参画することの重要性について市民の意識を高めるとともに、女性が積極的に参画する意欲と能力を持てるよう人材の育成と各分野で活躍する女性の人材情報を収集します。

また、市が設置する委員会・審議会等への女性委員の参画を促進します。

基本施策

1 市の方針決定過程への女性の参画の推進

女性が方針決定の場へ参画し能力を発揮できるよう学習機会の提供を行い、防災・災害復興、農林漁業振興、まちづくり、観光など、女性の参画により新たな発展が期待できる分野における女性の活躍を推進します。

また、市民の幅広い意見を反映させるための委員会・審議会等に女性委員の参画を推進します。

3 生涯を通じた心身の健康づくり

(1) 生涯を通じた男女の健康と自立の支援

生涯にわたって、誰もが心身ともに健康で、健やかに暮らせる社会は、男女共同参画社会の基本です。その社会の実現のためには、市民一人ひとりが、自分の健康状態に応じて、適切かつ自主的に自己健康管理や健康づくりに取り組むことが大切です。

また、複雑化する社会のもとで、ストレスからこころの病気にかかる人が増加しています。身体のみならず、こころの健康にも配慮することが重要です。年齢、性別を問わず、すべての人がお互いに身体的な性差を理解し合い、思いやりをもって生きていくことができる意識の啓発を図ります。

基本施策

1 男女の健康の保持増進

男女ともに生涯を通じて健康で豊かな生活を送れるよう、壮年期・高齢期の健康づくりのための健康教室や健康相談をはじめライフステージに応じた健康教育、健康診査、相談体制の充実を図ります。

2 だれもが自立して暮らせる環境づくり

だれもがその能力や意欲に応じて社会に貢献するなど、様々な形で充実した生活を送れるよう支援します。

また、多文化共生意識の普及・啓発に取り組みます。

(2) 男女間の暴力の防止と被害者への支援の推進

核家族化や地域コミュニティの希薄化が進む中で、被害者に対する偏見や夫婦・恋人・親子間という家庭内・個人的な事案であることも相まって、女性や子どもなどへのあらゆる暴力の問題は潜在化する傾向があります。

男女間をはじめとする暴力は犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であるという認識を普及していくことが求められています。

また、市民・地域と連携して早期発見・未然防止に努めるとともに、相談窓口などのサポート情報の広報を強化する必要があります。

男女の人権を尊重する社会づくりに向けて、性や性差に対する正しい理解や、女性へのあらゆる暴力や性的嫌がらせが人権侵害であるという認識を普及し、防止や被害者対策に努めます。

基本施策

1 暴力を防止するための啓発活動の推進

身体的、精神的、性的、経済的、社会的な暴力による人権侵害をなくすため、問題を正しく理解できるようにし、あらゆる暴力のない社会の実現を目指します。

2 被害者への支援の推進

被害者が自立した生活を送ることができるよう、各機関と連携し、状況に応じた支援を行います。

第3節 実施計画

1 具体的な取り組み

基本施策で定めた計画に基づいて、具体的な取り組みを明記し、施策を計画的かつ効率的に推進していきます。

男女共同参画意識の醸成

施策	取り組みの内容	具体的な取り組み	担当部署
社会制度・慣行の見直しと広報・啓発の推進	性別による役割分担意識に基づく社会制度や慣行の見直しを呼びかけ、男女共同参画の正しい理解が浸透するよう情報を発信します。	広報紙やホームページなどを通じた意識啓発活動	企画政策課
	地域の男女共同参画推進の中心的役割を担うリーダー的人材の育成を推進します。	あきたF・F推進員の設置	企画政策課
		男女共同参画懇話会の開催	企画政策課
	図書館等において男女共同参画推進月間を周知します。	啓発展示コーナーの設置	市立図書館
	企画政策課		
人権尊重意識の啓発活動	人権尊重意識を高めるため、市民へ情報を提供します。	広報紙やホームページなどを通じた情報提供	総務課

男女共同参画の考え方を大切にした教育の推進

施策	取り組みの内容	具体的な取り組み	担当部署
男女共同参画に関する学校における教育の推進	生命の尊さを実感し、優しさ、思いやりの心が育まれるよう人権尊重思想の普及高揚を図ります。	人権の花運動の実施	総務課
	学校教育の場で、男女平等意識を高め、性別による役割分担意識の解消を図るなど男女平等の視点に立った教育に努めます。	男女平等教育の実践	学校教育課
		県作成パンフレットの活用	学校教育課
	性別を問わず職業選択の可能性があることや指導的地位に就く生き方・働き方があることを伝える機会を提供します。	職場体験の実施	学校教育課
	男女平等の視点に立った教育ができるよう、教師のための研修を充実します。	講演会・研修会の実施	学校教育課
参画能力を高めるための教育・学習機会の充実	男女共同参画意識と参画能力の向上を目指します。	学習講座の開設	企画政策課 生涯学習課
	就業機会拡大を図るため、就業するうえで有利となる資格取得を支援します。	就業資格取得支援事業	観光商工課

働く場における男女共同参画の推進

施策	取り組みの内容	具体的な取り組み	担当部署
男女の雇用機会均等の普及と労働法規の広報・啓発	男女雇用機会均等法や労働基準法、育児・介護休業法など働く人に関する法律について就労者や事業所等への周知に努めます。	広報紙やホームページなどを通じた情報提供	企画政策課
就労機会や能力開発の支援	就業機会拡大を図るため、就業するうえで有利となる資格取得を支援します。	就業資格取得支援事業	観光商工課
	直売所活動や農産加工等の起業活動を支援します。	女性農業者等生産活動支援事業	農林水産課

ワーク・ライフ・バランスの推進

施策	取り組みの内容	具体的な取り組み	担当部署
両立のための相談体制の整備と支援の充実強化	子育て中の共働き家庭、介護が必要な家族を抱えた家庭等に対する支援を充実します。	子育て・介護支援に関する情報の発信	関係各課
	子育て、介護等への男性の参画を促すために男性向け講座を開催し情報提供も充実します。	育メン講座 家族介護教室	生涯学習課 介護サービス課
子育て支援対策の充実	家事・子育て等の家庭生活と職業生活の両立ができるよう、様々な保育へのニーズに対応します。	病後児保育	健康子育て課
子育て支援対策の充実	家事・子育て等の家庭生活と職業生活の両立ができるよう、様々な保育へのニーズに対応します。 学校終業後の共働き家庭の児童を含めたすべての児童の多様な体験活動を支援します。	一時預かり保育	健康子育て課
		休日保育	健康子育て課
		延長保育	健康子育て課
		幼稚園預かり保育	健康子育て課
		乳児保育	健康子育て課
		障害児保育	健康子育て課
		育児相談	健康子育て課
		放課後児童クラブ	健康子育て課
	放課後子ども教室の実施	生涯学習課	
	子育てに関する不安や悩みの解消を図ります。	おがっこネウボラ事業	健康子育て課
	子育ての援助を受けたい人と援助したい人が地域で助け合う体制を整備します。	ファミリーサポートセンター事業	健康子育て課
	地域全体で、子育て家庭を支援する基盤形成を図り、市民参加による地域ぐるみの子育て支援活動を促進します。子育てに関する不安や悩みの解消を図ります。	地域子育て支援センターでの育児に関する相談交流・意見交換の場「ひろば」の開催	健康子育て課
地域全体で、子育て家庭を支援する基盤形成を図り、市民参加による地域ぐるみの子育て支援活動を促進します。子育てに関する不安や悩みの解消を図ります。 地域における家庭教育支援を推進し、きめ細かな相談体制の充実を図ります。	地域子育て支援拠点施設	健康子育て課	
	子育てサークルの支援	健康子育て課	
家庭教育に関する講座を開催		生涯学習課	
家庭生活の安定や児童の健やかな成長等のため経済的に支援します。	児童手当	健康子育て課	
家庭生活の安定や児童の健やかな成長等のため経済的に支援します。	特別児童扶養手当	健康子育て課	

施策	取り組みの内容	具体的な取り組み	担当部署
介護のための支援の推進	在宅寝たきり高齢者等を介護する家族に対し、家族の身体的、精神的及び経済的負担の軽減と要介護高齢者の在宅生活の継続及び向上のため支援します。	介護慰労金支給事業	介護サービス課
	高齢者を介護している家族等の経済的負担の軽減を図り、要介護高齢者の在宅生活の継続及び向上を図ります。	介護用品購入券交付事業	介護サービス課
	高齢者が健康でいきいきと自分らしい生活ができるよう支援します。	生き生き介護予防教室	介護サービス課
	介護保険サービスや高齢者福祉サービスなど、在宅介護に役立つ情報の提供や介護相談、介護に関する知識や技術の学習機会、介護者同士の交流の場を提供します。	家族介護教室	介護サービス課
	認知症の正しい理解と認知症の人やその家族を地域で見守る「応援者」を育成します。	認知症サポーター養成講座	介護サービス課
	母子・父子家庭等の自立支援	ひとり親家庭等の生活の安定と自立支援を図るために、経済的な支援と生活援助を行います。	児童扶養手当
ひとり親家族児童保育料助成			健康子育て課
ひとり親家庭における就労支援を含めた相談体制の充実を図ります。		母子父子自立支援員の配置	福祉事務所
		家庭相談員の配置 パソコン講習会の開催	福祉事務所 福祉事務所

家庭や地域における男女共同参画の推進

施策	取り組みの内容	具体的な取り組み	担当部署
家庭における男女共同参画の推進	固定的な性別役割分担の意識を取り除き、偏っている役割について見直すための啓発活動を実施します。	広報紙やホームページなどを通じた意識啓発活動	企画政策課
	男性向け講座を開催します。	育メン講座	生涯学習課
		妊婦教室（両親参加）	健康子育て課
	夫婦・家族共同で育児を行うことの大切さを感じ、楽しみながら育児を行うための支援をします。	父子健康手帳の交付	健康子育て課
地域活動における男女共同参画の推進	男女共同参画意識と参画能力向上を目指します。	学習講座の開設	企画政策課 生涯学習課
	災害時の実情を反映した効果的な共助活動を進めるため、性別や年齢、外国人、傷病者など多様な視点での災害支援体制を強化します。	女性消防団の育成	総務課
		防災リーダ-講習会の開催	総務課
	男女の地域活動や生涯学習活動に対する支援を充実します。	子育て元気アップ講座	生涯学習課
お茶っこサロンの開設		生涯学習課	
男女共同参画に関する団体・グループ同士のネットワークづくりを支援します。	地域子育て支援拠点施設	健康子育て課	
	市民グループの支援	関係各課	
	男女共同参画活動室の維持管理	企画政策課	
農林水産業における女性活躍の推進	6次産業化を地域ぐるみで推進します。	6次産業化ネットワーク活動交付金	農林水産課
	消費者や実需者のニーズに対応して加工、直売等を行い、自ら生産した農産物の高付加価値化を図る取り組みを支援します。	男鹿産農産物生産拡大等支援事業	農林水産課
	家族で役割分担や就労条件等を決める農業経営を推進します。	家族経営協定	農業委員会

方針決定過程への女性の参画の推進

施策	取り組みの内容	具体的な取り組み	担当部署
市の方針決定過程への女性の参画の推進	市政にさまざまな声を反映するため、方針決定過程において女性の参画機会を充実します。	各種審議会・委員会などへの女性の登用	関係各課

生涯を通じた男女の健康と自立の支援

施策	取り組みの内容	具体的な取り組み	担当部署
男女の健康の保持増進	市民の健康増進のための各種事業を通じて、生きがいづくりと活動の場の提供に努めます。	ニコニコ元気体操の支援	企画政策課
		市民健康フェスタの開催	男鹿みなと市民病院 健康子育て課 介護サービス課
	市民を対象とした健康診査や健康相談、家庭訪問などにより健康維持、増進のための対策を推進します。	健康診査事業	健康子育て課
		健康相談事業	健康子育て課
	市民一人ひとりが「自分の健康は自分で守る」という生活習慣を身につけ健康管理ができるよう、その環境づくりに努めます。	市民講座「こころの健康」の実施	健康子育て課
		メンタルヘルスサポーター養成講座	健康子育て課
		健康教育事業	健康子育て課
		食生活改善推進員養成講座	健康子育て課
住み慣れた地域において元気で自立した生活を送れるよう、地域支援事業の充実を図ります。	介護予防教室	介護サービス課	
介護予防に関する自主活動グループを育成します。	「地域づくりいきいき百歳体操」開催支援	介護サービス課	
だれもが自立して暮らせる環境づくり	高齢者が生きがいを持って社会とのかかわりを盛りながら暮らしていけるよう取り組みを推進します。	老人クラブの支援	福祉事務所
		シルバー人材センターとの連携	福祉事務所
	市内に在住する外国人が言葉や習慣の違いによって就業や生活上の困難を感じないよう案内や相談、情報提供の充実を図ります。	多国語表記による情報の提供	企画政策課

男女間の暴力の防止と被害者への支援の推進

施策	取り組みの内容	具体的な取り組み	担当部署
暴力を防止するための啓発活動の推進	夫婦間等の暴力行為は人権侵害であり、犯罪につながる行為であることの認識を普及します。	広報紙やホームページなどを通じた意識啓発活動	福祉事務所
被害者への支援の推進	被害者支援のため、相談窓口の設置及び関係機関との連携を図ります。	家庭相談員の設置	福祉事務所
		DV被害者カウンセリング	福祉事務所
		女性相談の日	福祉事務所

2 計画の目標数値

項目	現状 (H26 年度)	目標値 (H31 年度)	担当課
各種審議会等における女性委員の割合	25.3%	40.0% (H37 年度)	企画政策課
女性農業者の起業（経営体）数	3 経営体	5 経営体	農林水産課
女性消防団員数	10 人	50 人以上 (H37 年度)	総務課
市内直売所の販売総額	52 百万円	75 百万円	農林水産課
放課後子ども教室実施数	4 箇所	6 箇所	生涯学習課
子育て環境や支援への満足度 (満足度がやや高い以上)	25.1% ※H25 年度数値	50%以上	健康子育て課
特定健診受診率	29.9%	60.0%	健康子育て課
介護サービス受給率	17.8%	17.2%	介護サービス課

第3章 計画の推進体制

1 推進体制の整備・充実

あらゆる施策に男女共同参画の視点を取り入れ計画を積極的に推進するため、県と連携を図りながら庁内関係部局が一丸となって取り組みます。

2 市民や各種団体との連携・協働

男女共同参画に関して活動を行う団体等を育成し、その活動やネットワークづくりを支援します。

3 関係機関との連携の確立

男女共同参画を地域で推進するため「あきたF・F推進員」の増員を図り、推進員の協力を得ながら民間団体の育成に努めます。

4 計画の見直し

男女共同参画に関する施策を効果的に推進するため、計画期間中であっても計画の内容についての必要な検討を行い、緊急の課題や新たな課題への取り組みが必要となった場合には、この計画を見直すとともに、変更後の計画内容を公表します。

◇用語集

【あ行】

あきたF・F推進員

地域での男女共同参画推進の中心的役割を担う人材として、県が平成13年度からの年次計画で人材養成している推進員のことです。（平成27年度現在 男鹿市の推進員は2名） F・Fとは、フィフティ・フィフティ（Fifty-Fifty）の頭文字を取った造語です。

育児・介護休業法

育児及び家族の介護を行う労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるよう支援することによって、その福祉を増進することを目的とする法律。労働者から育児・介護休業の申請があった場合の事業主の義務、育児・介護休業の条件等について定めています。

イクメン（育メン）

子育てする男性（メンズ）の略語。単純に育児中の男性というよりはむしろ「育児休暇を申請する」「育児を趣味と言ってはばからない」など積極的に子育てを楽しみ、自らも成長する男性を表す。

【か行】

家族経営協定

家族で取り組む農業経営について、経営の方針や家族一人ひとりの役割、就業条件・就業環境などのルールを家族みんなで話し合いながら取り決めるものです。

農業経営の近代化を図ることを目的とするもので、女性農業者の地位の確立や農業後継者の育成につながることを期待されています。

固定的性別役割分担意識

「男性は仕事」「女性は家事・育児」、「男性は主要な業務」「女性は補助的業務」といったような固定的な考え方により男性・女性の役割を分けている意識のことです。

男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けるのではなく、個人の能力等により役割分担を決めることが適当なものです。

キャリア教育

子どもたちが将来、社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら自分らしい生き方を実現するための視点に立って日々の教育活動を展開すること。

【た行】

多文化共生

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員としてともに生きていくこと。

男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のことです。

男女共同参画都市宣言

地域を挙げて男女共同参画社会づくりに取り組む決意を表明し、男女共同参画推進のための各種施策を重点的に展開している自治体のことであり、男女共同参画都市宣言とは、男女共同参画都市であることを宣言することをいう。

男女雇用機会均等法

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の福祉の増進に関する法律。事業主は、募集・採用、配置・昇進、教育訓練、福利厚生、定年・退職・解雇において、男女に差をつけることを禁じています。

DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる家庭内暴力のこと。身体的暴力だけでなく、精神的、性的、経済的な暴力なども含まれる。

また、「デートDV」は、同棲していない恋人同士での体、言葉、態度による暴力のこと。内閣府では、「配偶者からの暴力」という表現を用いている。

【は行】

パートナーシップ

本来は、提携、協力関係を意味している。この計画では、お互いを自立した主体的存在として認め合い、対等な立場で連携・協力し合う関係を意味している。

ハラスメント（パワハラ・セクハラ）

いろいろな場面での嫌がらせ、いじめを言います。他者に対する発言・行動等が本人の意図には関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えることを指します。パワハラ（パワーハラスメント）は、同じ職場で働く者に対し、職務上の地位や人間関係などの職場内での優位性を背景に精神的身体的苦痛を与える行為を言います。セクハラ（セクシャルハラスメント）は、相手の意に反した性的な性質の言動などの性的嫌がらせで、それに対する対応によって仕事を遂行するうえで、一定の不利益を与えたり、それを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させることをいいます。近年は、マタニティハラスメント（マタハラ：妊婦に対する嫌がらせ）やモラルハラスメント（モラハラ：言葉や態度、身振りなどによる嫌がらせ）などハラスメントの問題を抱える職場が増えていると言われています。

【ら行】

ライフステージ

人の一生を、乳幼児期、学童期、思春期、青年期、壮年期、高齢期などに区切ったそれぞれの段階。

労働基準法

労働契約・賃金・労働時間・安全と衛生・災害補償・就業規則など、労働条件の基準を定めた法律。

【わ行】

ワーク・ライフ・バランス

仕事においても、家庭生活・地域活動などの私生活においても様々な生き方を選択し、実現できることで充実した社会生活を送ることができることです。

男鹿市男女共同参画懇話会委員名簿

部 門	団体名等	氏 名
学 識 経 験 者	あきた F・F 推進員	田 沼 昭 男
学 識 経 験 者	あきた F・F 推進員	武 内 恵 子
教 育 関 係	男鹿市 P T A 連 合 会	杉 本 正 人
地 域 振 興 関 係	茄 子 地 人 協 会	佐 藤 毅
子 育 て 支 援 関 係	子 育 て カ フ ェ ・ に こ リ ー フ	小 玉 由 紀
福 祉 関 係	男鹿市主任児童委員	齊 藤 英 一
漁 業 関 係	戸 賀 浜 の か あ ち ゃ ん	大 井 み どり
農 業 関 係	な ま は げ 直 売 所	小 林 妙 子
農 業 関 係	梨フレッシュレディー's	渡 部 え つ 子
防 災 関 係	男鹿市消防団第6分団1部1班	清 水 孝 子
企 業 関 係	株 式 会 社 寒 風	安 田 千 恵 美
企 業 関 係	特別養護老人ホーム偕生園 地域密着型生活介護わだつみ	佐 藤 哲 彦
推 薦	委 員 推 薦	政 岡 江 子
推 薦	委 員 推 薦	韓 美 善

男鹿市総務企画部企画政策課

〒010-0595

秋田県男鹿市船川港船川字泉台 66-1

TEL 0185-24-9122

FAX 0185-23-2922

E-mail kikaku@city.oga.akita.jp